

国外転出される方でも 引き続きマイナンバーカードが使えます！

マイナンバーカードを
お持ちの方

- ・再度国内転入された際の再申請不要
- ・一時帰国時の国内手続きに使用可
- ・国外でもマイナポータルにアクセス可
- ・その他オンラインでの本人確認として使用可

詳細はこちら！
(マイナンバーカード総合サイト)



使用するには

国外転出予定日の前日までに
マイナンバーカードの継続利用手続きが必要です！

お手続き方法

- ① 国外転出届を提出する際にあわせてマイナンバーカードを提示してください。
- ② マイナンバーカードの国外継続利用手続き及び電子証明書の更新を行います。
※必ず、国外転出予定日の前日までに手続きをしてください。
※継続利用をせずに国外に転出した場合は、国外転出予定日から90日以内にマイナンバーカードの再申請をしてください。
(90日以内であれば、無料で再申請ができます/旧カード要返納)
※法定代理人又は本人と同一世帯の方も手続きが可能です。
ただし、電子証明書を更新する場合は委任状及び暗証番号を記載したものを封筒に封入・封かんし、提出してください。



マイナンバーカードの国外継続利用をされる方へ

□ 転出予定日はいつですか？

転出予定日の前日まで国外継続利用の手続きを行えます。
転出予定日当日または転出後はマイナンバーカードを再申請してください。
※国外転出予定日から90日以内であれば手数料は無料です。（※旧カード要返納）

□ 本人または法定代理人が窓口に来ていますか？

同一世帯の方でも国外継続利用の手続きは可能です。

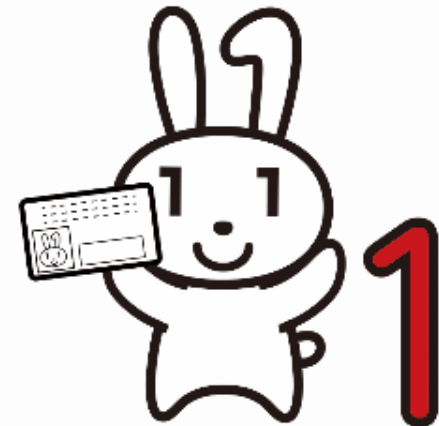
□ 連絡のできるメールアドレスはありますか？

□ 署名用電子証明書の発行は希望されますか？

□ 利用者証明用電子証明書の更新は希望されますか？

同一世帯の方が手続きされる場合、委任状及び本人が暗証番号を記載したもの（封筒に封入・封かん）が必要です。

※更新する頻度を減らすため、国外転出時の更新がおすすめです。



国外転出された方でもマイナンバーカードが申請できます！

マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーカードがあるとできること

- ・一時帰国時の国内手続に使用可
- ・国外でもマイナポータルにアクセス可
- ・その他オンラインでの本人確認として使用可

詳細はこちら！
(マイナンバーカード総合サイト)

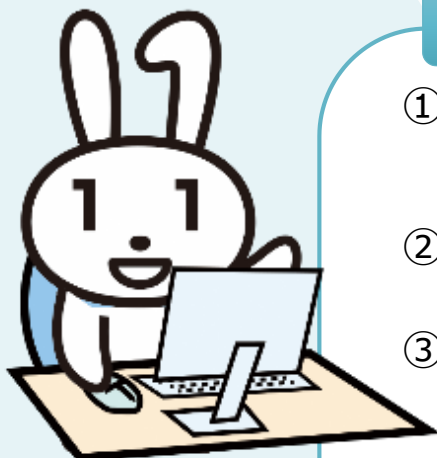


平成27年10月5日以降に日本に住民票を置いたことがある方で、
日本国籍の方のみに限ります。



お手続き方法

- ①個人番号カード交付申請書及び暗証番号設定依頼書を来庁又は郵送にて提出。
(提出先) 在外公館・本籍地市区町村・本籍地以外の市区町村(一時帰国時の滞在先など)のいずれか
- ②マイナンバーカードが出来上がりましたら、メールにてお知らせいたします。
- ③受け取り希望場所にてマイナンバーカードをお受け取りください。
※申請の際に受け取り希望場所を指定していただけます。
(在外公館・本籍地市区町村・一時帰国時滞在の市区町村など)
※国外転出者向けマイナンバーカードは戸籍の附票情報に基づいて作成されるため、申請者が本籍地市区町村を把握している必要があります。
※マイナンバーカードの申請から受け取りまでは、2～3か月ほどかかります。
(国ごとに郵便事情も異なりますので、さらに時間を要する可能性があります。)



国外転出者向けマイナンバーカードを申請される方へ

- 平成27年10月5日以降に日本に住民票を置いたことがありますか？
- 本籍地はお分かりですか？
本籍地が不明な場合は、最終住所地の住民票の除票の写しを請求すれば、本籍地を確認することができます。
- 国外での滞在先住所は決まっていますか？
- 連絡がとれる電話番号・メールアドレスはありますか？
- 申請不備による交付申請書の再提出ですか？
- 直近、3か月以内に戸籍の届出を行いましたか？

